

越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業に伴う

住所変更のしおり

令和3年8月7日(土)から
あなたの住所が変わります

吉川市

新町名・新町界図



はじめに

平成 8 年 8 月より施行されてきました越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業は、令和 3 年 8 月 6 日に換地処分公告を迎えることとなりました。

これに伴い、施行地区では町の名称と区域が変更され、地番が整理（変更）されます。

これにより、施行地区にお住いのみなさまの住所や事業所の所在地の表し方が、令和 3 年 8 月 7 日（土）から変更されます。

整備された道路等に合わせた新しい住所に変更することで、お住まいの住所がわかりやすいものとなります。

このしおりでは、新しい住所等の表し方や、必要となる主な手続きについてご案内いたします。

※住所変更等の各種手続きは、変更日(令和 3 年 8 月 7 日)以降に行ってください。

目次

1	今回お届けするもの	1
2	新しい住所等の表し方	2
3	郵便番号について	3
4	住所変更の手続きについて	4
	（1）住所変更の手続きが必要ないもの	4
	（2）新しい証書等が自動的に送付されるもの	5
	（3）更新時に新住所が記載された証書等が送付されるもの	5
	（4）みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの	6
	（5）町名地番変更証明書の無料発行について	9
5	登記手続きについて	10
6	住所変更のお知らせ用はがきについて	12
7	その他	13

1 今回お届けするもの

案内文	<ul style="list-style-type: none">• 通知、同封物の案内を記載しています。
住所等変更 予定通知書	<ul style="list-style-type: none">• 変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。<ul style="list-style-type: none">◇ 今回お届けした予定通知書は住所変更の証明とはなりません。◇ 令和3年8月7日以降に、町名地番変更証明書を送付します。 <p>証明書が不足する場合は、市役所市民課・各市民サービスセンターにおいて無料で発行します。</p> <p>(詳細は9ページの「(5) 町名地番変更証明書の無料発行について」をご参照ください)</p>
住所変更のしおり	<ul style="list-style-type: none">• 当冊子です。
登記申請書	<ul style="list-style-type: none">• 不動産所有者等が住所変更登記申請時に法務局の窓口へ提出する様式です。詳しくは10ページ以降をご覧ください。• 法人のみなさまには会社等の変更登記申請時に提出が必要となる様式もお届けします。詳しくは別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。
住所新旧対照案内図	<ul style="list-style-type: none">• 新しい町名・地番を表した案内図です。
住所変更の お知らせ用はがき (1世帯50枚)	<ul style="list-style-type: none">• 知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便株式が発行する無料はがきです。詳しくは12ページをご覧ください。• ご不明な点は、市役所庶務課または吉川郵便局までご相談ください。 日本郵便株式会社 吉川郵便局 吉川市保一丁目32番地1 TEL 0570-943-826(自動音声3)
会社・法人等 の変更登記の手引き ※法人のみ	<ul style="list-style-type: none">• 会社、法人等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。 (住民のみなさまにはお届けしていません)
会社変更登記申請書 ※法人のみ	<ul style="list-style-type: none">• 会社の登記簿(商業登記簿)を変更する際に使用する書類です。 (住民のみなさまにはお届けしていません)

※本籍が、町名地番変更区域内にある方には、筆頭者(筆頭者が除籍されている場合は、在籍者)の方へ令和3年8月7日以降に「本籍の変更について(お知らせ)」を送付します。

2 新しい住所等の表し方

住所等の表し方は、以下のように変更となります。

住所 及び 本籍 町名と地番が変わります。

変更前の例

吉川市 大字吉川 000 番地 0

吉川市 大字平沼 000 番地 0

変更後の例

吉川市 中央一丁目 〇番地〇
新町名 新地番

吉川市 中央一丁目 〇番地〇
新町名 新地番

不動産（土地） 町名と地番が変わります。

変更前の例

吉川市 大字吉川 字△△ 000 番 0

吉川市 大字平沼 字△△ 000 番 0

変更後の例

吉川市 中央一丁目 〇番〇
新町名 新地番

吉川市 中央一丁目 〇番〇
新町名 新地番

不動産（建物） 町名と地番が変わります。

変更前の例

吉川市 大字吉川 字△△ 000 番地 0

吉川市 大字平沼 字△△ 000 番地 0

変更後の例

吉川市 中央一丁目 〇番地〇
新町名 新地番

吉川市 中央一丁目 〇番地〇
新町名 新地番

3 郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

中央一丁目～中央三丁目 〒342-0061

4 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、住所変更の手続きが必要ないものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

(1) 住所変更の手続きが必要ないもの

市役所	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票（住民基本台帳） • 本籍・戸籍の附票 ※一部の方を除きます。 • 印鑑登録原票 • 市県民税課税台帳 • 固定資産課税台帳 • 原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 • 児童手当台帳 • 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 • 犬登録 • 就学援助費申請台帳 • 特別支援教育就学奨励費申請台帳 • 選挙人名簿 • 農業台帳 <p style="text-align: right;">…など</p>
法務局	<ul style="list-style-type: none"> • 土地登記簿（表題部の所在欄のみ） • 建物登記簿（表題部の所在欄のみ） <p>※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。詳しくは 10 ページ以降をご覧ください。</p>
公共サービス	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便 • 水道
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 旅券（パスポート） <p>※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p>

(2) 新しい証書等が自動的に送付されるもの

送付者	証書等	担当課	問い合わせ先
市役所	国民健康保険高齢受給者証	市役所国保年金課	TEL 048-982-5116
	後期高齢者医療被保険者証		TEL 048-982-9546
	介護保険被保険者証 ★	市役所長寿支援課	TEL 048-982-5119
	介護保険負担割合証		
	介護保険負担限度額認定証		

※新しい住所に書き換えた被保険者証及び受給者証を8月中旬に送付します

新しい被保険者証及び受給者証が届くまでは、そのまま使用できます。

ただし、すぐに表示の変更等が必要な場合は、令和3年8月11日以降に市役所各担当課にお持ちいただければ新しい住所に書き換えます。

★要介護認定されていない方の介護保険被保険者証については、8ページの「医療・福祉等関係」をご参照ください。

(3) 更新時に新住所が記載された証書等が送付されるもの

送付者	証書等	担当課	問い合わせ先
市役所	国民健康保険被保険者証	市役所国保年金課	TEL 048-982-9538
	重度心身障害者医療費受給者用	市役所障がい福祉課	TEL 048-982-9530
	障害福祉サービス受給者証		TEL 048-982-5238
	自立支援医療受給者証（更生医療）		
	自立支援医療受給者証（育成医療）	市役所子育て支援課	TEL 048-982-9529
	児童扶養手当証書		
	ひとり親家庭等医療費受給者証		

※ みなさまに手続きをしていただくものではございません。

更新前に表示の変更等が必要な場合は、令和3年8月10日以降に市役所各担当課までお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。

(4) みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものの一部です。

一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありません。みなさまのご都合に合わせて手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは町名地番変更が行われる令和3年8月7日(土)以降となりますのでご注意ください。

※営業日の兼ね合いで、手続き可能な時期が令和3年8月10日(火)以降の場合があります。

手続きには町名地番変更証明書が必要となるものがあります。証明書は令和3年8月7日以降に世帯主あてに1世帯（1事業所）あたり5枚送付します。不足する場合は、市役所市民課及び各市民サービスセンター（法人は市役所課税課）にて無料で発行します。

（詳しくは9ページの「(5) 町名地番変更証明書の無料発行について」をご参照ください）

■ 自動車関係

《各手続きは令和3年8月10日以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	吉川警察署 三郷市上彦名144番地3 TEL 048-958-0110	<ul style="list-style-type: none"> • 現有の運転免許証 • 町名地番変更証明書 • 本籍の変更について（お知らせ） ※本籍が町名地番区域内にある方には、令和3年8月7日以降に発送します。	お早めに変更手続きをしてください。
軽自動車の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田字東耕地115番地1 TEL 050-3816-3113	<ul style="list-style-type: none"> • 検査記入申請書 • 町名地番変更証明書 • 車検証 	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ(125cc超)の車検証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市増戸723番地の1 TEL 050-5540-2028 (テレホンサービス)	<ul style="list-style-type: none"> • 検査記入申請書 • 町名地番変更証明書 • 車検証（軽二輪は届出済証と自賠責保険証） 	お早めに変更手続きをしてください。

※手続きの際は、あらかじめ必要書類等を確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

■ 住民登録等

《各手続きは令和3年8月10日以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード（写真付き）の住所変更	市役所市民課 TEL 048-982-9692 (各市民サービスセンターでは手続きできません)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード 住民基本台帳カード ★下記参照	お早めに変更手続きをしてください。
在留カード、特別永住者証明書等の住所変更 (希望される方に住所の書き換えを行います)		<ul style="list-style-type: none"> 在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証明書 ※同一世帯の方は代理手続きが可能です。	手続きに期限はありません。

★同一世帯の方は、代理手続きが可能です。手続きの際、カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号が必要なため、暗証番号の控え等をお持ちください。なお、暗証番号が不明な場合は、暗証番号の初期化を行うため、原則代理人が手続きすることはできません。

※別世帯の方が、代理で手続きを行う場合は、吉川市ホームページをご確認いただくか、市役所市民課までお問い合わせください。

詳しくは、[吉川市 中央土地区画 マイナンバーカード](#) [吉川市 中央土地区画 在留カード](#)などで検索してください。

■ 保険・年金関係

《各手続きは変更日（令和3年8月7日）以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
共済年金被保険者及び給付を受けている方の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		

※実際に手続きが可能になる日は、勤務先・各共済組合にお問い合わせください。

■ 医療・福祉等関係

《各手続きは令和3年8月10日以降に行ってください》

変更手続きが必要な届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
生活保護受給者の住所変更	市役所地域福祉課 TEL 048-982-9602	・生活保護受給者証	お早めに変更手続きをしてください。
身体障害者手帳の住所変更	市役所障がい福祉課 TEL 048-982-5238	・身体障害者手帳	住所変更後もそのまま使用できます。 本人確認書類として手帳を使用する場合はお早めに変更手続きをしてください。
療育手帳の住所変更		・療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳の住所変更		・精神障害者保健福祉手帳	
自立支援医療受給者証 (精神通院医療)		・自立支援医療受給者証	
介護保険被保険者証 (要介護認定されていない方)	市役所長寿支援課 TEL 048-982-5119	・介護保険被保険者証	住所変更後もそのまま使用できます。 なお、令和3年8月10日以降に市役所各担当課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。
子ども医療費受給資格証	市役所子育て支援課 TEL 048-982-9529	・子ども医療費受給資格証	
養育医療券の住所変更	市役所健康増進課 TEL 048-982-9804	・養育医療券	お早めに変更手続きをしてください。

各項目の手続きについて、ご不明な点がございましたら、市役所各担当課または各取扱機関に直接お問い合わせください。

預金通帳、携帯電話など、上記以外にも住所変更の届出が必要なものについては、お取引の金融機関、電話会社などにご確認ください。

■ 会社・法人関係

《各手続きは令和3年8月10日以降に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店 (主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合、その管轄法務局	<ul style="list-style-type: none"> • 登記申請書 • 町名地番変更証明書 	本店は変更日以降2週間以内 支店は変更日以降3週間以内
代表者等の住所の変更登記			

※会社・法人の登記手続きについては、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をご覧ください。

○登記に関するお問い合わせ

会社等の登記に関すること

さいたま地方法務局 法人登記部門
Tel048-851-1000 (代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「3」(商業・法人登記)、次に「2」(登記手続案内)を押してください

不動産の登記に関すること

さいたま地方法務局 越谷支局
Tel048-966-1321 (代表)

※音声ガイダンスが流れますので、「2」(不動産登記申請、登記手続案内)を押してください。

(5) 町名地番変更証明書の無料発行について

町名地番変更証明書は、令和3年8月7日以降に世帯主あてに1世帯(1事業所)あたり5枚送付します。不足する場合は令和3年8月10日以降に、市役所市民課・各市民サービスセンター(法人は市役所課税課)にて証明書を無料で発行します。

※本籍に関する町名地番変更証明書を請求する場合は、請求する方の本人確認ができる本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類及び委任状が必要になります。

5 登記手続きについて

■ 不動産(土地・建物)登記

《各手続きは登記事務停止期間終了後に行ってください》

変更していただく届出等 (事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 吉川市内の土地・建物等については下記	<ul style="list-style-type: none"> 登記申請書 町名地番変更証明書 印鑑（シャチハタ不可） 	手続きに期限はありません。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 越谷支局 〒343-0023 越谷市東越谷九丁目 2番地9 TEL 048-966-1321		

＜土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

所有者の住所変更登記については、登記事務の停止が解除された後に申請できます。

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、町名地番変更証明書を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、換地処分通知、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン（ワープロ）等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- (9) 登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒（基本料金+簡易書留320円）を同封してください。

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和3年8月7日 町名地番変更

変更後の事項 住所 吉川市 中央一丁目 1番地 1

申請人 住所 吉川市 中央一丁目 1番地 1

氏名 吉川 太郎



認印

捨印

連絡先の電話番号 048-000-0000

住所変更後の
所有者の住所

申請書提出年月日
(手続きは変更日以降)

添付書類 登記原因証明情報 1通

町名地番変更証明書を添付

令和00年00月00日申請 さいたま地方法務局越谷支局

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

不動産の表示

変更後の登記の内容を
正確に御記入ください。

土地の表示

所在	地番	地目	地積
吉川市 中央一丁目	1番	宅地	123.45 m ²

建物の表示

所在	吉川市 中央一丁目 1番地				
家屋番号	1番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 78.90 m ²	2階 67.89 m ²			

6 住所変更のお知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更のお知らせ用はがき」を、日本郵便株式会社より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、郵便差出箱（ポスト）若しくは最寄りの郵便局へお出しください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯・事業所当たり50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、市役所庶務課または吉川郵便局までご相談ください。

日本郵便株式会社 吉川郵便局

吉川市保一丁目3番地1

TEL 0570-943-826（代表）

「住所変更のお知らせ用はがき」の記載例

町名地番変更のお知らせ

令和3年8月7日から町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- ・今後郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。
- ・お客様の住所録をご訂正ください。

記

新住所

〒342-0061

吉川市中央 一 丁目 1 番地 1

(方書) 吉川マンション101号室

ご氏名 吉川 太郎

※集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。

住所変更予定通知書に記載された新住所をご記入ください。

※宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。

7 その他

(1) 通学区域

町名地番の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(2) 自治会の区域

自治会は、その地域のみなさまが自主的に組織・運営しているものです。
町名地番の変更によって、自治会の区域が変わることはありません。

(3) ごみの収集

町名地番の変更によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

(4) 市民サービスセンターの臨時休館について

今回の町名地番変更に伴い、システムの改修作業が行われるため、市民サービスセンターは、令和3年8月7日（土）から8月9日（月）まで休館し、8月10日（火）から開館します。

(5) コンビニ交付サービスについて

今回の町名地番変更に伴い、システムの改修作業が行われるため、コンビニ交付サービスは令和3年8月6日（金）17時から8月9日（月）まで、ご利用いただくことができません。

Memo

発行

吉川市役所 総務部 庶務課

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL 048-982-5111 (内線：2220)